六号から第十号まで」に改め、同項第三号中「前項第四号」を「前項第五号」に、「第三項第一号ハ」を「第二項第三号」に改め、同項第四号中「前項第九号」を「前項第十一号」に、「第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費」を「第六十八条の九第八項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十七項中「第二十七条の四第十八項第一号、第六号及び第十二号」を「第二十七条の四第二十七項第一号、第七号及び第十四号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第十八項第二号」を「第二十七条の四第二十七項第二号」に改め、「当該費用」の下に「の額」を加え、同項第二号中「第二条第五項」を「第二条第六項」に、「第二十七条の四第十八項第一号」を「第二十七条の四第二十七項第一号」に改め、「当該費用」の下に「の額」を加え、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「新事業開拓事業者等」の下に「、成果活用促進事業者」を加え、「の額を負担する」を「を負担する」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「（委任契約その他の財務省令で定めるものに該当する契約又は協定（以下この号及び次号において「委任契約等」という。）により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）」を削り、「の額を負担する」を「を負担する」に改め、同号イ中「イ及び次号イ」を「以下第十号まで」に改め、同号ロ中「ロ及び次号ロ」を「以下第十号まで」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　成果活用促進事業者に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（当該成果活用促進事業者の行う成果実用化研究開発に該当するものに限る。）で、当該成果活用促進事業者とのその委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該連結親法人又はその連結子法人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該成果活用促進事業者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該連結親法人又はその連結子法人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの（当該試験研究の主要な部分について当該成果活用促進事業者が再委託を行うものを除く。）

イ　その委託する試験研究の成果を活用して当該連結親法人又はその連結子法人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、当該成果活用促進事業者に委託する試験研究が当該連結親法人又はその連結子法人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限る。）。

ロ　その委託する試験研究が主として当該成果活用促進事業者の有する知的財産権等を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該成果活用促進事業者の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限る。）。

第三十九条の三十九第十七項第六号中「第二十七条の四第十八項第八号」を「第二十七条の四第二十七項第九号」に、「第九号」を「第十一号」に改め、「委託する試験研究」の下に「（委任契約その他の財務省令で定めるものに該当する契約又は協定（以下この項において「委任契約等」という。）により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限る。以下第十号までにおいて同じ。）」を加え、「契約又は協定（当該契約又は協定において、当該」を「その委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する」に、「の額を負担する」を「を負担する」に、「の帰属に関する事項」を「が当該連結親法人又はその連結子法人に帰属する旨」に、「並びに次号及び第八号」を「及び次号から第十号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「の額を負担する」を「を負担する」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「及び前号イ」を「、成果活用促進事業者及び第二号イ」に改め、「当該費用」の下に「の額」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　成果活用促進事業者（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第三号に掲げる者その他これに準ずる者で財務省令で定めるものをいい、特別研究機関等、大学等及び前号イからハまでに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）と共同して行う試験研究（当該成果活用促進事業者の行う同条第一項第三号ハに掲げる研究開発その他これに準ずる研究開発として財務省令で定めるもの（第九号において「成果実用化研究開発」という。）に該当するものに限る。）で、当該成果活用促進事業者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該連結親法人又はその連結子法人及び当該成果活用促進事業者の役割分担及びその内容、当該連結親法人又はその連結子法人及び当該成果活用促進事業者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該成果活用促進事業者が当該費用の額のうち当該連結親法人又はその連結子法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該連結親法人又はその連結子法人及び当該成果活用促進事業者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定めるものに限る。）に基づいて行われるもの

第三十九条の三十九第十七項を同条第二十六項とし、同条第十六項中「（第十四項第一号ハ(2)を「（第二十三項第一号ハ(2)に、「第三十九条の三十九第十四項第一号ハ(2)を「第三十九条の三十九第二十三項第一号ハ(2)に、「同条第十四項第五号イ」を「同条第二十三項第五号イ」に、「同条第十四項第五号ロ」を「同条第二十三項第五号ロ」に、「同条第十四項第五号ハ」を「同条第二十三項第五号ハ」に、「同条第十六項」を「同条第二十五項」に、「第三十九条の三十九第十二項第一号」を「第三十九条の三十九第二十一項第一号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十四項第一号ハ(2)中「第十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十二項第一号ハ(2)中「第十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十四項第一号ハ(2)中「第十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十一項第一号イ(1)中「第二十七条の四第十二項第一号イ(1)」を「第二十七条の四第二十一項第一号イ(1)」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十項中「第六項」を「第七項」に、「第三項各号に掲げる」を「同条第八項第一号イ(1)に規定する試験研究又は同号イ(2)に規定する政令で定める」に、「いう。以下この項及び第二十五項」を「いい、同号イ(1)に規定する当該固定資産又は繰延資産（法第四十二条の四第八項第一号イ(1)に規定する当該固定資産又は繰延資産を含む。）を除く。以下この条」に、「納税地」を「当該連結親法人がその納税地」に、「第二十七条の四第十一項」を「第二十七条の四第十二項」に改め、同項の次に次の八項を加える。

12　法第六十八条の九第八項第五号の二に規定する政令で定める金額は、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収益の額（営業外の収益の額とされるべきものを除く。以下この項において「棚卸資産の販売等に係る収益の額」という。）として連結所得の金額の計算上益金の額に算入される金額（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、棚卸資産の販売等に係る収益の額として所得の金額の計算上益金の額に算入される金額）とする。

13　法第六十八条の九第一項又は第四項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる合併法人又は分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合の適用年度の同条第八項第五号の二に規定する基準年度比売上金額減少割合（第十六項及び第十九項において「基準年度比売上金額減少割合」という。）の計算における当該連結親法人又はその連結子法人の同号に規定する基準連結事業年度等（以下この条において「基準連結事業年度等」という。）の同号の売上金額については、当該連結親法人又はその連結子法人の第一号及び第二号に規定する調整対象年度並びに第三号の基準連結事業年度等の売上金額（法第六十八条の九第八項第五号の二に規定する政令で定める金額をいう。第二十三項第五号イを除き、以下この条において同じ。）は、当該各号に定めるところによる。

一　合併で適用年度において行われたものに係る合併法人（第三号に掲げる分割法人等に該当するものを除く。）　当該合併法人の基準連結事業年度等（当該合併法人の基準連結事業年度等がない場合には、当該合併に係る被合併法人の基準連結事業年度等（連結法人に該当しない法人にあつては、法第四十二条の四第八項第六号の二に規定する基準事業年度。以下この条におい